

市税・国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料・保育料の減免

問合先 税務課 ☎35-3136
市民課 ☎35-3495
高年介護課 ☎35-3178
子育て支援課 ☎35-3140

被災者の市税などの減免や徴収猶予などの制度があります(被害の程度に応じて減免の割合などが異なります)。

◎市税

- 1年以内の期間の市税徴収猶予
- 平成27年度市県民税の雑損控除(事業用資産などの損失を除く災害復旧に要した経費)による減額
- 被災した土地・家屋(床下浸水除く)・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の減免

◎国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

- 住宅が被災(床下浸水を除く)した被災者の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免
- 被災者の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予

◎介護保険料

- 住宅が被災(床下浸水を除く)した被災者の介護保険料の減免
- 被災者の介護保険料の徴収猶予

◎保育料(保育園および留守家庭児童教室)

- 住宅が被災(床下浸水を除く)した被災者の保育料の減免

各種証明書取得の手数料の減免

問合先 税務課 ☎35-3136
市民課 ☎35-3496
都市整備課 ☎35-3159

被災者の各種手続きに必要な証明の手数料を減免します。申請時にお申し出ください。

- 納税、資産証明書などの税証明
- 住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明
- 被災家屋が建築確認済みであることの証明

このほか国民年金保険料や県税など国や県にも減免などのさまざまな支援制度があります。詳しくは各関係機関にお問い合わせください。

災害被災者を狙う犯罪に 注意してください

大きな災害が発生すると、被災者を狙ったさまざまな犯罪が起きることがあります。次の点に注意してください。

- お金や貴重品は必ず身につけましょう。
- 家や車には鍵をかけましょう。
- 知らない人からの電話には答えないようにしましょう。
- ニセの修繕業者などにだまされないようにしましょう。

義援金の受付

義援金は平成26年12月31日まで市役所福祉課および各支所で受け付けています。

また、下記のとおり義援金口座を開設しています(振込手数料はご負担ください)。

郵送の場合は市役所福祉課あて現金書留封筒に「高山市豪雨災害義援金」と記入しお送りください(郵送料はご負担ください)。

◎義援金振込口座 高山信用金庫本店 普通 1184287

◎口座名義 高山市豪雨災害義援金
(タカヤマシゴウウサイガイギエンキン)
高山市長 國島芳明
(タカヤマシチョウ クニシマミチヒロ)